

## ●香川県告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、同項の特定歳入等について次のとおり定め、その収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を令和8年10月1日から地方税共同機構に行わせることとした。

令和8年9月29日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 特定収納事務に係る特定歳入等

地方自治法第243条の2の7第1項の歳入等のうち、同条第2項の納入義務者が総務省令で定める方法により納付するもの（同項第2号の総務省令で定めるものを除く。）。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 病院事業会計及び流域下水道事業会計に属する歳入等
- (2) 香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金
- (3) 香川県心身障害者扶養共済制度に係る掛金
- (4) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金
- (5) 看護学生修学資金の返還金
- (6) 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場使用料
- (7) 県立高等学校の授業料
- (8) 県立学校の給食費、寄宿舎の舎費及び生徒寮の利用に係る光熱水費
- (9) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

### 2 その他

1に規定する特定歳入等には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条の規定により収入の手続の例によることとされている誤払金等の戻入金を含まないものとする。